

## 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可の審査基準

制定：平成24年3月30日

改正：令和3年4月1日

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請及び法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請に対する審査について、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「行手法」という。)第5条に規定する審査基準及び行手法第6条に規定する標準処理期間を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
  - (1) 2部(正本、写し)揃っていること。
  - (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
  - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
  - (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
  - (5) 許可申請に係る審査手数料が全額納付されていること。
- 3 申請者の能力が、処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って、処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
  - (1) 知識及び技能に係る基準  
対象となる処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督する者として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第17条第1項第1号から第3号に掲げる資格を有する者、若しくは、一般財団法人日本環境衛生センター(川崎市川崎区四谷上町10番地6)が実施する廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理過程】又は廃棄物処理施設技術管理者講習【管理過程】を修了した者を置くこと(申請者自らがこれらの者に該当する場合を除く。ただし、複数の処理施設を有する場合はこの限りではない。)
  - (2) 経理的基礎に係る基準  
別に定める一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の経理的基礎に関する審査基準に適合する者であること。
- 4 申請者が、一般廃棄物処理施設に係る申請の場合は法第7条第5項第4号イから

ルまで、産業廃棄物処理施設に係る申請の場合は法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。この場合において、法第7条第5項第4号チ（法第14条第5項第2号イの規定による場合を含む。）に規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 過去において、繰り返し許可の取消処分等の行政処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前項に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合

5 行手法第6条に規定する標準処理期間は60日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。

6 この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に許可申請のあったものについては、改正前の審査基準を適用するものとする。